

訪問看護重要事項説明書

(医療保険)

大和市医師会訪問看護ステーション

大和市鶴間 1-28-5 地域医療センター2F

☎ 046-262-0655

1. ステーションの概要

事業所名	公益社団法人 大和市医師会訪問看護ステーション
所在地	大和市鶴間 1-28-5 地域医療センター2F
事業所指定番号	神奈川県 1463090024
代表者	楠原範之
管理者	平林志津
連絡先	046-262-0655
サービス提供地域	大和市内及び近隣

2. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類・業務	人数
管理者	管理者	1名
訪問看護師	訪問看護	8名(正看護師、常勤 4名、非常勤 4名)
事務担当職員	本事業の事務	2名(常勤 1名、非常勤 1名)

3. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時～午後5時

※原則として、土日・国民の祝日・年始年末(12/29～1/3)はお休みいたします。

なお、緊急時訪問看護体制をとっておりますので、ご相談・心配なことなどありましたらご連絡ください。

4. サービスの内容

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の援助
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ 体位交換
- ⑥ 訪問リハビリテーション
- ⑦ 療養生活や介護方法の教育助言
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- ⑩ ターミナルケア
- ⑪ 認知症患者の看護
- ⑫ その他医師の指示による処置

5. キャンセル又は訪問日・訪問時間の変更等

- (1) 利用者の都合で利用を中止・お休みする場合には、サービス利用の当日の朝までにご連絡下さい。ご連絡がない場合は、利用者負担金の 50%を申し受けますので、ご了承下さい。(ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)
- (2) 利用者の容体の急変など緊急やむを得ない事情で、訪問日や訪問時間の変更をお願いする場合がありますが、その際は、ご理解、ご協力を願います。

6. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止に関する委員会を設置し、指針を整備するとともに、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する等の措置を講じます。

事業所は、事業を提供する中で、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

7. 業務継続計画(BCP)の策定に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的に実施する等の措置を講じます。

8. 感染症対策について

事業所は、事業所における感染症の発生及び発生した際のまん延を防止するための委員会を設置し、指針を整備するとともに、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施する等の措置を講じます。

9. ハラスメント対策について

事業所は、適切な事業の提供を確保するため、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます、サービス利用中に、ご利用者、ご家族が、職員に対し暴力又はハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

10. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

当事業所が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

1. 提供するサービス

- (1) 訪問は、週 3 日を原則とし、時間は 30 分～1 時間 30 分程度です。
- (2) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。分からぬことがありますから、担当職員にいつでもご遠慮なく質問してください。
- (3) サービスの提供にあたっては、訪問看護計画に基づき、利用者の機能の維持・回復を図るよう適切に実施します。
- (4) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の指示に従います。
- (5) 当事業所は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

2. 料金

訪問看護サービスの利用料及びその他の費用は別紙のとおりです。

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、別紙のとおりです。
- (2) 交通費については、徒歩・自転車以外で訪問する場合は、訪問毎に 200 円いただきます。ただし、サービス地域を越える場合は、その旅費(実費)の支払いが必要になります。
- (3) 営業日以外の日に訪問を希望された場合は、1 日当たり 1,320 円いただきます。
- (4) 利用者負担金については、当月分をまとめて翌月に銀行口座からの引き落としでお支しいただいたことを確認した後、領収書を発行します。
- (5) 医療保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。当月分をまとめて翌月に銀行口座からの引き落としでお支しいただいたことを確認した後、領収書を発行します。

サービス契約に当たり上記のとおり説明します。

年 月 日

大和市鶴間 1-28-5 地域医療センター2F

大和市医師会訪問看護ステーション

代表者 楠 原 範 之

管理者 平 林 志 津



訪問看護利用表（医療保険）

項目	金額	内容の説明
①基本額 【1日目】	12,990 (5,550+7,440)	(基本療養費 I + 管理療養費 1回目)
【2日目以降】	8,550 (5,550+3,000)	(基本療養費 I + 管理療養費 2回目以降)
②加算額 【24時間対応体制加算】	6,400 円(月1回)	利用者の同意を得て緊急時訪問を必要に応じて行なう場合
【緊急訪問看護加算】	2,650 円／1日	利用者や家族等の緊急に応じて、主治医の指示により訪問看護を行った場合
【特別管理加算】	5,000 円・2,500 円 (月1回)	特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合
【夜間・早朝・深夜加算】	夜間・早朝 2,100 円 深夜 4,200 円	午後6時～午後10時・午前6時～午前8時 午後10時～翌日6時まで
【乳幼児加算】	1,500 円／1日	6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護を行った場合
【情報提供療養費 1】	1,500 円(月1回)	市町村等に対して、必要な情報を提供した場合
【情報提供療養費 2】	1,500 円(各年度1回)	保育所等に対して、必要な情報を提供した場合
【情報提供療養費 3】	1,500 円(月1回)	保険医療機関等に対して、必要な情報を提供した場合
【ターミナルケア療養費 1】	25,000 円(行なった月)	ターミナルケアを行なった場合
【基本療養費(Ⅲ)】	8,500 円	一時的に外泊している利用者に対し、入院中1回(別に厚労大臣が定める疾病等は2回)に限り算定
【退院時共同指導加算】	8,000 円	入院中に医療機関と共同して指導を行った場合
【在宅患者緊急時 カンファレンス加算】	2,000 円(月に2回まで)	医療関係職種等が共同でカンファレンスを行った場合
【特別管理指導加算】	2,000 円	退院時共同指導加算を算定するうち、特別管理加算の対象者について算定
【難病等複数回訪問加算】	4,500 円 8,000 円	1日に2回訪問した場合 1日に3回以上訪問した場合
③交通費	200 円 但し、徒歩・自転車の場合は無料	
④その他の費用	*利用者の申し出による療養上必要な物品を提供した場合は実費とする。 *保険以外の訪問看護を行った場合は、1回 10,000 円とする。 *利用者及び家族の申し出による死後の処置(エンゼルケア)は一律 20,000 円とする。	
⑤医療費一部負担(自己負担)割合について	・年齢、所得による割合 ・公費負担医療受給者は受給者証の記載通り	

在宅でのお看取りをお考えのご家族様へ

平素より大和市医師会訪問看護ステーションにご理解いただき心から御礼申し上げます。
私たちは、みなさまのご希望に沿った看護の提供を心掛けております。

いつもと患者様の様子が違う、様子がおかしいと感じたら、看護師の緊急連絡先にご一報ください。緊急訪問し、患者様の状況を主治医に報告します。また、ご家族からのいろいろなご相談に対応させていただきます。

お看取りの際は、ご希望があれば、旅立ちのお仕度（エンゼルケア）を行います。

費用は2万円となります。

ご不明な点は、ご連絡いただければ対応させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

〒242-0004 大和市鶴間 1-28-5

大和市医師会訪問看護ステーション

管理者 平林 志津

TEL 046-262-0655

FAX 046-262-0658

エンゼルケアについて

旅立ちの用意として、お身体を拭き清めます。

ご希望の衣装に更衣いたします。

医師の指示により点滴や酸素の医療機器を除去します。

ご希望により洗髪いたします。

顔のマッサージを行い、お口を閉じ、お化粧いたします。

お時間は一時間ほどかかります。

故人の人格を尊重し、丁寧に接します。

大和市医師会訪問看護ステーション

説明確認書

年 月 日

訪問看護ステーションの契約締結にあたり、重要事項説明書の交付及び内容の説明を行い、同意を得ました。

事業者 大和市医師会訪問看護ステーション
大和市鶴間 1-28-5 地域医療センター2F

説明者 平林 志津

訪問看護ステーションの契約締結にあたり、重要事項説明書の交付及び内容の説明を受け、同意いたしました。

利 用 者 住所

氏名 _____

利用者代理人 住所

氏名 _____

訪問看護重要事項説明書

大和市医師会訪問看護ステーション

大和市鶴間 1-28-5 地域医療センター2F

☎ 046-262-0655

1. ステーションの概要

事業所名	公益社団法人 大和市医師会訪問看護ステーション
所在地	大和市鶴間 1-28-5 地域医療センター2F
事業所指定番号	神奈川県 1463090024
代表者	楠原範之
管理者	平林志津
連絡先	046-262-0655
サービス提供地域	大和市内及び近隣

2. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類・業務	人数
管理者	管理者	1名
訪問看護師	訪問看護	7名(正看護師、常勤 4名、非常勤 3名)
事務担当職員	本事業の事務	2名(常勤 1名、非常勤 1名)

3. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時～午後5時

※原則として、土日・国民の祝日・年始年末(12/29～1/3)はお休みいたします。

なお、緊急時訪問看護体制をとっておりますので、ご相談・心配なことなどありましたらご連絡ください。

4. サービスの内容

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の援助
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ 体位交換
- ⑥ 訪問リハビリテーション
- ⑦ 療養生活や介護方法の教育助言
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- ⑩ ターミナルケア
- ⑪ 認知症患者の看護
- ⑫ その他医師の指示による処置

5. 苦情・相談窓口

- (1) 当事業所では、サービスに関する苦情・相談を受付けます。営業時間内に、担当者又は当事業所へ直接ご連絡ください。

大和市医師会訪問看護ステーション	TEL 046-262-0655 FAX 046-262-0658 責任者 平林 志津 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)
------------------	---

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情・相談の申し出等ができます。

大和市介護保険課	大和市鶴間 1-31-7 TEL 046-260-5169(直通) FAX 046-260-5158 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)
神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情相談直通ダイヤル	横浜市中区日本大通 1 TEL 045-329-3447 0570-022110(ナビダイヤル) 受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝祭日・年末年始を除く)

6. キャンセル又は訪問日・訪問時間の変更等

- (1) 利用者の都合で利用を中止・お休みする場合には、サービス利用の当日の朝までにご連絡下さい。ご連絡がない場合は、利用者負担金の 50%を申し受けますので、ご了承下さい。(ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)
- (2) 利用者の容体の急変など緊急やむを得ない事情で、訪問日や訪問時間の変更をお願いする場合がありますが、その際は、ご理解、ご協力を願いいたします。

7. 高齢者虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止に関する委員会を設置し、指針を整備するとともに、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する等の措置を講じます。

事業所は、事業を提供する中で、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

8. 業務継続計画(BCP)の策定に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的に実施する等の措置を講じます。

9. 感染症対策について

事業所は、事業所における感染症の発生及び発生した際のまん延を防止するための委員会を設置し、指針を整備するとともに、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施する等の措置を講じます。

10. ハラスメント対策について

事業所は、適切な事業の提供を確保するため、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます、
サービス利用中に、ご利用者、ご家族が、職員に対し暴力又はハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

11. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

当事業所が、あなたに提供するサービスは以下のとおりです。

1. 提供するサービス

訪問看護サービス

回／週・月

- (1) このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減又は要支援状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- (2) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。分からぬことがありますから、担当職員にいつでもご遠慮なく質問してください。
- (3) サービスの提供にあたっては、訪問看護計画に基づき、利用者の機能の維持・回復を図るよう適切に実施します。
- (4) 訪問看護の提供開始に際しましては、主治医の指示に従います。
- (5) 当事業所は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

2. 利用者負担金

訪問看護サービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用は別紙のとおりです。

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、別紙のとおりです。なお、この金額は介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- (2) 利用者負担金については、当月分をまとめて翌月に銀行口座からの引き落としにてお支払いいただいたことを確認した後、領収書を発行します。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。当月分をまとめて翌月に銀行口座からの引き落としにてお支払いいただいたことを確認した後、領収書を発行します。
- (4) 交通費については、無料です。ただし、サービス地域を越える場合は、その旅費(実費)の支払いが必要となります。

サービス契約に当たり、上記のとおり説明します。

年　　月　　日

大和市鶴間 1-28-5 地域医療センター2F

大和市医師会訪問看護ステーション

代表者 楠 原 範 之
管理者 平 林 志 津



訪問看護利用料金・単位表 (介護・介護予防)

項目	単位	内容の説明
①基本額	介護	介護予防
	320 単位	309 単位 20 分未満のサービス 1 回当たりの単位
	477 単位	457 単位 30 分未満のサービス 1 回当たりの単位
	829 単位	800 単位 30 分以上 1 時間未満のサービス 1 回当たりの単位
	1,134 単位	1,096 単位 1 時間以上 1 時間半未満のサービス一回当たりの単位
②加算額		
【サービス提供体制強化加算(Ⅰ)】	6 単位／1回	看護師のうち勤続 7 年以上の者の割合が 30% 以上に対し算定
【緊急時訪問看護加算】	574 単位(月 1回)	訪問看護ステーションが利用者の同意を得て緊急時訪問を必要に応じて行う場合の加算
【特別管理体制加算】	500 単位・250 単位(月 1回)	特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合の加算
【夜間早朝加算】	基本額に 25% 加算で計算	午前 6 時～8 時又は午後 6 時～10 時にサービスを提供する場合の加算
【深夜加算】	基本額に 50% 加算で計算	午後 10 時～午前 6 時にサービスを提供する場合の加算
【ターミナルケア加算】	2,000 単位(行った月)	ターミナルケアを行った場合の加算
【初回加算】	(Ⅰ)350 単位 (Ⅱ)300 単位	新規に訪問看護計画を作成し、退院または退所した日に訪問看護を提供した場合 新規に訪問看護計画を作成し、退院または退所した翌日に訪問看護を提供した場合
【退院時共同指導加算】	600 単位	入院中に医療機関と共同し指導を行った場合
【長時間訪問看護加算】	300 単位／1回	特別管理加算の対象者に対して、1 時間 30 分以上の訪問看護を実施した場合
【複数名訪問加算】	30 分未満 254 単位／1回 30 分以上 402 単位／1回	同時に複数の訪問看護師による訪問看護が必要な場合 *利用者、家族の同意を得ている場合で、1 名では困難な理由がある場合
【地域別単価】	大和市 10.7	介護保険法に基づいた地域別単価
③その他の費用	*利用者の申し出による療養上必要な物品を提供した場合は実費とする。 *介護保険以外の訪問看護を行った場合は、1回 10,000 円とする。 *利用者及び家族の申し出による死後の処置(エンゼルケア)は一律 20,000 円とする。	

在宅でのお看取りをお考えのご家族様へ

平素より大和市医師会訪問看護ステーションにご理解いただき心から御礼申し上げます。
私たちは、みなさまのご希望に沿った看護の提供を心掛けております。

いつもと患者様の様子が違う、様子がおかしいと感じたら、看護師の緊急連絡先にご一報ください。緊急訪問し、患者様の状況を主治医に報告します。また、ご家族からのいろいろなご相談に対応させていただきます。

お看取りの際は、ご希望があれば、旅立ちのお仕度（エンゼルケア）を行います。

費用は2万円となります。

ご不明な点は、ご連絡いただければ対応させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

〒242-0004 大和市鶴間 1-28-5

大和市医師会訪問看護ステーション

管理者 平林志津

TEL 046-262-0655

FAX 046-262-0658

エンゼルケアについて

旅立ちの用意として、お身体を拭き清めます。

ご希望の衣装に更衣いたします。

医師の指示により点滴や酸素の医療機器を除去します。

ご希望により洗髪いたします。

顔のマッサージを行い、お口を閉じ、お化粧いたします。

お時間は一時間ほどかかります。

故人の人格を尊重し、丁寧に接します。

大和市医師会訪問看護ステーション

説明確認書

年 月 日

訪問看護ステーションの契約締結にあたり、重要事項説明書の交付及び内容の説明を行い、同意を得ました。

事業者 大和市医師会訪問看護ステーション
大和市鶴間 1-28-5 地域医療センター2F

説明者 平林志津

訪問看護ステーションの契約締結にあたり、重要事項説明書の交付及び内容の説明を受け、同意いたしました。

利 用 者 住所

氏名 _____

利 用 者代理人 住所

氏名 _____

大和市医師会訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大和市医師会が開設する大和市医師会訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師又は保健師（以下「看護師等」という。）が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。また、地域の医療、保健、福祉サービス及び関係市町村との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

2 指定訪問看護の提供に当たっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

3 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、要支援者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業所は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適宜協議する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 大和市医師会訪問看護ステーション

(2) 所在地 神奈川県大和市鶴間一丁目28番10号（地域医療センター2階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者には看護師等を充てるものとし、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

(2) 看護師等 別に定める人員のとおりとする

訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）の作成並びに事業の提供に当たる。

(3) 事務職員 1人以上

事業の実施に当たり必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月

3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、常時、利用者やその家族からの電話等による連絡、相談に対応する。

(事業の提供方法)

第6条 事業の提供は、次のとおりとする。

- (1) 利用者が、かかりつけの医師に申し出で交付された訪問看護指示書（以下「指示書」という。）により、看護師等が利用者を訪問して訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）を作成し事業を実施する。
- (2) 指示書が交付されていない利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけの医師から指示書の交付を受けるよう助言する。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の援助
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) 体位交換
- (6) 訪問リハビリテーション
- (7) 療養生活や介護方法の教育助言
- (8) カテーテル等の管理
- (9) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (10) ターミナルケア
- (11) 認知症利用者の看護
- (12) その他医師の指示による処置

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業のために要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道おおむね7キロメートル未満の場合は200円
- (2) 事業所から、片道おおむね7キロメートル以上の場合は400円

3 事業の提供に係る利用料は、別紙のとおりとする。

4 事業を開始する際には、あらかじめ利用者や家族に対し、事業の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大和市内の区域とする。

(緊急時における対応)

第10条 看護師等は、あらかじめかかりつけの医師及び利用者と緊急時における対応について確認した後、事業を開始するものとする。

- 2 看護師等は、事業実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を講じるものとする。なお、かかりつけの医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 3 看護師等は、前項の処置をした場合は、速やかに管理者及びかかりつけの医師に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 看護師等は、事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 看護師等は、当該事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。

(苦情処理)

第12条 事業所は、事業の提供に関する利用者からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所及び職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、原則として事業の提供以外の目的では利用しないものとし、外部に情報提供する際には、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、事業を提供する中で、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(業務継続計画（BCP）の策定に関する事項)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的

に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症対策について）

第16条 事業所は、事業所における感染症の発生及び発生した際のまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね年2回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症対策のための指針を整備する。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を年1回以上実施する。

（従業者の就業環境の確保について：ハラスメントの防止）

第17条 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者と開設事業者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

個人情報保護の取り扱いについて

年 月 日

大和市医師会訪問看護ステーション
管理者 平林志津

本ステーションは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされているご利用者様への訪問看護の提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、ご利用者様の個人情報の保護とお取扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1.個人情報に対する本ステーションの基本的姿勢

本ステーションは、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、ご利用者様の個人情報を厳重に管理してまいります。

2.本ステーションが保有する個人情報の利用目的

本ステーションは、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は、ご利用者様・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、ご利用者様の個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表
- ・ 学生等の実習、研修への協力のため

3.本ステーションが保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

4.お問い合わせ

開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、下記にお申し出ください。

個人情報管理統括責任者:平林志津

電話:046-262-0655

E-mail:yamatoshiishikai@msi.biglobe.ne.jp